

明 細 書

作成日：令和元年6月10日

更新日：令和7年6月25日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒891-3604）鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5281 番地

（カゴシマケンクマゲグンナカタネチョウノマ 5281 バンチ）

名称（フリガナ）：種子屋久農業協同組合

（タネヤクノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 宮脇 幸喜

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-taneyaku.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花及び切枝（レザーリーフファン）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：種子島レザーリーフファン（タネガシマレザーリーフファン）、
Tanegashima Leatherleaf Fern

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鹿児島県西之表市、熊毛郡中種子町及び南種子町

5 農林水産物等の特性

「種子島レザーリーフファン」は、鹿児島県の種子島で生産される「切葉」であり、ツヤのある濃緑の外観と左右対称の形状を有し、一般的に流通している外国産に比べて葉の変色や欠けが少なく、日持ちも良好である。

国産の「レザーリーフファン」を牽引する国内随一の出荷量を誇り、約60%のシェアを有する。

出荷時の秀品率が高いことから、主に格式が求められる冠婚葬祭やフラワーアレンジ等で重宝されており、その品質や日持ちの良さは需要者から高く評価され、出荷先とは単価契約であるにもかかわらず市場平均価格よりも3割から4割程度高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産の方法

「種子島レザーリーフファン」の生産方法は以下の通りである。

（1）品種

種子屋久農業協同組合（以下「JA 種子屋久」という。）が推奨した品種とする。

(2) 栽培の方法

- ア 周年遮光が可能な施設において、JA 種子屋久の指導に基づく遮光管理により栽培する。
- イ 冬季は、地温を保つ効果のあるバガス（種子島の特産品であるサトウキビの搾り粕）を敷いて安定的な収量確保の対策を図る。

(3) 出荷規格

- ア JA 種子屋久が定めた「出荷規格及び評価基準表」に基づいて選別を行う。
- イ 乾燥防止と品質維持のため、収穫してから1日～2日水揚げを行う。
- ウ 箱詰めの際は新聞紙で覆い、その上からビニールで包み出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「種子島レザーリーフファン」の最終製品としての形態は、「切葉」である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「種子島レザーリーフファン」の生産地である種子島は、鹿児島県本土の南方海上に位置し、年平均気温19.6℃と温暖な亜熱帯性気候で、島全体が火山灰に由来する排水性の高い黒ボク土が中心の酸性土壌であるため、熱帯から温帯地域が原産で酸性土壌を好むオシダ科のシダ植物である「レザーリーフファン」の栽培に適した自然条件を有している。

生産地では、各市場が求める高品質な製品の周年安定供給に対応するため、種子島における季節毎の日照状況に適した遮光管理技術や収穫選別後における乾燥を防ぐための水揚げ技術及び市場まで冷蔵輸送出荷技術を確立し、低温により減産となる冬季の安定的な収量確保の対策として保温効果のあるバガスの有効利用を図るなど、JA 種子屋久が主体となって生産者に対する栽培技術等の普及に尽力した。

また、JA 種子屋久花き振興会出荷協議会において定めた出荷規格及び評価基準表に基づき、個人選別と選花場での再選別による検査体制を整備し、栽培から出荷までの管理を徹底することにより、高品質で日持ちの良い産品を継続的に出荷しており、市場評価の高まりから生産者も徐々に増え、現在の周年安定出荷体制を構築している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「種子島レザーリーフファン」は、種子島の気象と土壌条件に適した品目として昭和60年に導入され、種子島の基幹作物であるさつまいもやサトウキビに比べて経済性も高かったことから、地域特性を踏まえた栽培技術を確立するとともに、地域を挙げて生産・販売促進活動を推進した。

30年以上に渡って高品質の産品を安定供給し続けた結果、「種子島レザーリーフファン」は装飾用の上級品として高い評価と信頼を獲得しており、平成18年には、安心・安全で品質の良い産品を安定的に生産出荷できる産地として鹿児島県が定める農産物ブランド認証である「かごしまブランド」の花き部門第1号の指定を受けている。

平成29年度の生産者は129名で、栽培面積は、導入当初の0.6haから15haまで拡大し、生産数量も約500万本に至っており、栽培面積及び生産数量ともに日本一の産地となっている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]